

# 福岡県公報

令和三年五月二十五日  
第 二 百 二 号  
増 刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部

改正

(市町村支援課) ……………一

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第八十二号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和三年五月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表中間市の項中

中間市働く婦人の家	中間市長津一丁目二五番一号	
中間市体育文化センター	〃 蓮花寺三丁目一番五号	を
中間市体育文化センター	中間市蓮花寺三丁目一番五号	に改める。